第106回 神戸市個人情報保護審議会

庁内データ連携基盤への 行政データ保存・蓄積について

(企画調整局)

神企政第160号 令和3年5月10日

神戸市個人情報保護審議会会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造

諮問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の 意見を求めます。

記

庁内データ連携基盤への行政データ保存・蓄積について (条例第9条第1項第4号「利用及び提供の制限」に関して)

担当:企画調整局政策調查課

個人情報を目的外に利用又は提供することについて (第9条第1項第4号)

理 類 型 由 (統計分析のための特定除外個人情報 の保存・蓄積)

経済社会構造の急速な変化に適時対 及び分析することを目的として、当該実 施機関(市長)が特定除外個人情報を利 用し、又は、他の実施機関が特定除外個 人情報を提供するとき。

ただし、データ連携基盤に蓄積された データへのアクセスは、当該実施機関 (市長)が指名する職員に限定し、かつ データの再識別化又は第三者への提供 をしてはならないものとする。

直面するさまざまな行政課題に対して、エ 応して、エビデンスに基づく効果的な政「ビデンスに基づく政策形成を推進するた 策形成を図るため、実施機関(市長)が めに、各業務システムのデータを経年的に 設置し管理するデータ連携基盤に特定 保存・蓄積し、複合的に分析することが、 除外個人情報を保存・蓄積し、統計作成 | 今後の行政課題に応じた合理的かつ質の 高い政策形成に繋がると認められるため。

庁内データ連携基盤への行政データ保存・蓄積について

1. 趣旨

内閣府において令和3年9月にはデジタル庁発足が予定されるなど、社会の発展のためにデータ利活用が必須となる中で、本市においてもデータに基づいて有効な政策を形成し、実行していくことは市民サービスの質の向上の観点から不可欠である。

例えば、住民基本台帳、税、保健福祉、子育で等のデータを用いて災害時要援護者などの情報を網羅的に把握することや、新型コロナ感染症の感染拡大時に困窮している世帯への支援を行うために必要な政策を立案するなど、様々なデータを複合的に分析することで、正確かつ効率的な市民サービスの提供が可能となる。

このためには、社会情勢に適時対応して必要なデータを選定し、データ分析を行った上で、個々のニーズに応えられる効果的な市民サービスを提供していくことが求められる。少子高齢化に伴う人口減少が進む中、データに基づいて最大限の効果を生み出す政策を立案することは必須であるが、現状では、各業務に関連する行政データはそれぞれの業務システム内に保存され、また、過年度のデータは保存されていない場合も多く、過去との比較等を行うことができないため、現状把握を正確に行うことも難しい。

そこで、基幹系システムで保有している特定除外個人情報について、現在及び将来の政策立案に寄与する統計資料作成のために利用することを目的として、行政データを企画調整局政策調査課で管理する庁内データ連携基盤に蓄積し、外部環境の大きな変化や、行政課題の複合化・複雑化に対応して、市民のニーズに細やかに対応した政策形成を推進する。また、今後の社会変動に応じてより正確な分析を行うためにも、現時点で具体的に活用の用途が特定されていないデータであっても、経年的に蓄積しておくことで、市民のニーズに即応して細やかな対応を可能にする。

2. 具体的な作業内容

- ① インターネットから切り離された総合行政ネットワーク(LG-WAN)上の自治体専用クラウドサービスを利用し、データの蓄積及び分析のための庁内データ連携基盤(仮想ストレージ、仮想データベース)を構築する。
- ② 共通基盤内で、住所の番地、番地の枝番及び号のうち最も細かいもの、氏名及び個人情報保護法に 規定された個人識別符号を削除並びに生年月日を年齢及び学年年齢に加工し、本市独自の識別記号 を付与した上で、庁内データ連携基盤内のストレージに抽出し、保存する。

3. 効果

行政が保有するデータを連続的に蓄積することで、社会情勢に適時対応するため速やかに必要な統 計資料を作成し、エビデンスに基づく政策形成を行うことが可能となる。

4. スケジュール

令和3年5月~ 庁内データ連携基盤の運用開始

5. 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) クラウド上の保護

- ① 庁内データ連携基盤の構築は、政府情報システムのためのセキュリティ評価(ISMAP)で認証を受けて、登録されているクラウドサービスを使用する。
 - ※ISMAPとは、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度である。
- ② 庁内データ連携基盤側から共通基盤側への書き出しは不可とする。
- ③ 庁内データ連携基盤へアクセスできるのは、本市で指定したユーザーのみとし、クラウドサービス事業者からのアクセスも不可とする。
- ④ 庁内データ連携基盤にデータを蓄積する際には、日本国内のデータサーバに暗号化した上で蓄積を行う。
- ⑤ 庁内データ連携基盤内のデータはフォルダごとにアクセス制御を行い、アクセスログやファイル の操作ログを管理する。

(2) 運用上の保護

- ① 庁内データ連携基盤内でデータを保存する際には、個別のデータセットごとに保存し、結合した 形での蓄積は行わない。
- ② 庁内データ連携基盤へアクセスできる端末は、通常業務で使用する事務処理用パソコンではなく、専用端末を用意し、当該専用端末からのみ庁内データ連携基盤へアクセス可能とする。なお、庁内データ連携基盤のデータのダウンロードはユーザー単位で制限する。
- ③ 庁内データ連携基盤へアクセスできる専用端末の利用にあたっては、職員証を読み込ませた上で ID、パスワードを入力する。また、庁内データ連携基盤以外への通信や、外部記録媒体へのデー タ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。
- ④ 蓄積する各データは、各システム所管課が保有することとし、使用に当たっては各システム所管 課へデータ利用承認申請を行う。
- ⑤ 個人情報の適切な取り扱いを確保するために、セキュリティに関するマニュアルを整備し、関係 職員に対して必要な指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ⑥ 庁内データ連携基盤内のデータは常用文書として取り扱う。

庁内データ連携基盤の概略図

